

保険料控除申告書の記入について

平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書

※申告がない方は提出不要です
 ※証明ハガキはのり付けしないでください

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) (フリガナ) あなたの氏名
 給与の支払者の法人番号 給与の支払者の所在地(住所) あなたの住所又は居所
 税務署長 ①記入・捺印 保

- ① 氏名・住所を記入
 氏名欄に捺印(シャチハタ可)

訂正印不要
修正する場合は二重線
で結構です

- ② 生命保険
 「生命保険料控除証明書」と記載されている証明ハガキを参考に記入

【注意点】
 *一般(新・旧) } 3種類あり、用紙への記入項目が異なります
 *介護 }
 *年金(新・旧) }

分類	保険料上限
一般(旧)	100,000円
一般(新)	80,000円
介護	80,000円
個人年金(旧)	100,000円
個人年金(新)	80,000円

☆申告(控除)できる保険料には上限があります
 上限を超える契約があれば、その契約のみご記入ください

☆記入枠が不足する場合、同じ分類の契約ならば、保険会社が異なっても合算でご記入ください

- ③ 地震保険
 「地震保険料控除証明書」と記載されている証明ハガキを参考に記入
- ◇保険種類が『地震保険』であれば、区分は地震保険になります
 ◇『旧長期』や『経過措置』という記載があれば区分は旧長期になります

【注意点】

分類	保険料上限
地震保険料	50,000円
旧長期	15,000円

☆申告(控除)できる保険料には上限があります
 上限を超える契約があれば、その契約のみご記入ください

☆記入枠が不足する場合、同じ分類の契約ならば、保険会社が異なっても合算でご記入ください

- ④ 社会保険料
- ◇国民健康保険料
 - ◇国民年金保険料
 - ◇介護保険料
 - ◇後期高齢者医療保険料
- など、給与天引き以外で支払った社会保険料があれば、ご記入ください

扶養親族の保険料も、ご自身が負担しているものは申告できます

【注意点】

☆国民年金保険料を申告される場合は、控除証明ハガキの添付が必要です

☆扶養親族自身の年金から天引きされている介護保険料や後期高齢者医療保険料は申告できません

- ⑤ 小規模企業共済等掛金控除
- iDeCoにご加入の方は、「確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金」にご記入ください。 ※要証明書

これで必要事項の記入は終了です。
 おつかれさまでした。
押印モシがないか今一度ご確認を!

最後に...
「保険料控除証明ハガキ」は用紙にのり付けせず、クリップなどで一まとめにしてください。

※「住宅借入金等特別控除申告書」をお持ちの方は記入・ご提出ください(銀行残高証明を添付)

保険会社等の名称 保険の種類 保険期間 保険等の契約者の氏名 保険金等の受取人氏名 新・旧区分 給与の支払者の氏名 給与の支払者の住所又は居所

②生命保険

③地震保険

④社会保険料

⑤小規模企業共済等掛金控除

合計(控除額)

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。